

ご意見への回答

令和元年6月20日
図書館長

【件名】

喫煙場所の撤去について

【ご意見】

令和元年6月8日 福島市 50代

公共施設は敷地内禁煙なので喫煙場所は撤去して下さい。

【回答】

御意見をいただき、ありがとうございます。

昨年7月に成立した改正健康増進法により、多数の者が利用する施設では、施設の類型・場所ごとに受動喫煙対策を実施することとされました。

20歳未満の者や患者等が主な利用者である学校や病院、児童福祉施設等に加え、県や市町村の庁舎などの行政機関の庁舎は第一種施設として、原則敷地内禁煙とされましたが、それ以外の事務所、飲食店、ホテル、旅館等については第二種施設とされ、原則屋内禁煙とされております。

この改正健康増進法において、図書館は第二種施設とされ、敷地内禁煙は義務付けされておられません。

県立図書館といたしましては、従来から屋内は禁煙を実施しており、屋外には喫煙所を一か所設置しておりますが、4月には、少しでも影響が少なくなるよう東側へ移動したところであります。この屋外喫煙所を廃止してしまいますと、吸い殻のポイ捨てや近隣路上での喫煙等の新たな問題も懸念されるところであり、現時点では喫煙所を全面的に廃止することは難しいと考えております。

このような事情ですので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

(担当：企画管理部長 電話 024-535-3220)